

記入要領

①～⑥の「誓約同意事項」について内容を確認し
✓を入れてください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 家計支援臨時給付金均等割のみ課税世帯追加給付分の支給要件(※)に該当します。
※ 家計支援臨時給付金均等割のみ課税世帯追加給付分の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 基準日(令和5年12月1日)において文京区に住民登録があり、「令和5年度住民税均等割のみ課税者からなる世帯」又は「令和5年度住民税均等割のみ課税者」と非課税者からなる世帯。
イ 世帯の全員が、住民税均等割が課されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯ではない。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用の届出によって令和5年度分の市町村民税所得割が課されていない者含まない。
- ② 家計支援臨時給付金均等割のみ課税世帯追加給付分の支給要件の該当性等を審査等するため、文京区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、文京区において支給決定をした後は、請求書として取り扱います。
- ⑤ 文京区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月30日までに、文京区が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、家計支援臨時給付金均等割のみ課税世帯追加給付分が支給されないことに同意します。
- ⑥ 家計支援臨時給付金均等割のみ課税世帯追加給付分の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や家計支援臨時給付金均等割のみ課税世帯追加給付分の支給要件に該当しないことが判明した場合には、家計支援臨時給付金均等割のみ課税世帯追加給付分を返還します。

必要な書類について確認し、ご提出ください。

提出書類 ①～③は全ての方、④は該当する方のみご提出ください。

- ① 文京区家計支援臨時給付金均等割のみ課税世帯追加給付分申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- ② 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご提出ください。
- ③ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご提出ください。
- ④ 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税(非課税)証明書』の写し(コピー)
※ 令和5年1月1日時点の住所(現住所と異なる場合に記載)欄に住所をご記入の方全員分をご提出ください。

申請内容に相違がないことを確認し、記入してください。

以下の欄に申請書記入日と氏名を自署してください。

本申請の内容に相違ありません。

令和 ● 年 ● 月 ● 日 申請者氏名 文京 太郎

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)